令和７年度　第２回

加西市国民健康保険運営協議会資料

日時：令和８年１月２３日（金）午後１時３０分から

場所：加西市役所　５階大会議室

目　　次

諮問事項（１）　令和８年度加西市国民健康保険税率について……１

諮問事項（２）　国民健康保険税課税限度額の改正について……５

報告事項

１　令和７年度国民健康保険事業について

（１）令和７年度国民健康保険特別会計決算見込み……６

（２）医療費の動向……７

（３）収納率の状況……７

（４）特定健診受診者数の状況……７

（５）マイナンバーカードの保険証利用登録状況……７

２　令和８年国民健康保険事業（案）について

（１）令和８年度加西市国民健康保険特別会計当初予算（案）……８

（２）軽減判定所得の引き上げ……８

（３）特定健診の実施……９

（４）子育て世代支援・若年層受診促進にかかるポイント付与事業について …９

３　国保事業県域化の進捗状況について……９

諮問事項（１）　令和８年度加西市国民健康保険税率について

令和８年度加西市国民健康保険税率等について、基礎課税額分、後期高齢者支援金分、介護納付金分は令和７年度から据置とし、子ども・子育て支援金分は所得割率 0.29%、均等割額 1,300 円、18 歳以上均等割額 100 円、平等割額 900 円とする。

令和８年度保険税率（案）

		Ｒ８年度（案）	Ｒ７年度	増減
基礎課税額分（医療分）	所得割（%）	7.00	7.00	―
	均等割（円）	27,000	27,000	―
	平等割（円）	18,500	18,500	―
後期高齢者支援金分	所得割（%）	2.80	2.80	―
	均等割（円）	9,000	9,000	―
	平等割（円）	8,000	8,000	―
介護納付金分	所得割（%）	2.70	2.70	―
	均等割（円）	10,000	10,000	―
	平等割（円）	7,000	7,000	―
子ども・子育て支援納付金分	所得割（%）	0.29		新設
	均等割（円）	1,300		新設
	18 歳以上均等割（円）	100		新設
	平等割（円）	900		新設

【基礎課税額分・後期高齢者支援金分・介護納付金分について（令和７年度から据置）】

令和 12 年度には、兵庫県内で保険料水準が統一されます。現在の加西市の保険税水準は、令和 12 年度に想定される保険税率よりもかなり低い水準であるため、国保税率を引き上げていかなければなりません。一方で、令和 12 年度以降は基金を保険税負担の軽減に活用することができないため、それまでの間に、できるだけ基金を被保険者の皆様に還元したいと考えています。

国保税率を据え置いた場合、令和８年度予算（案）では約１億 3,000 万円の収入不足を基金で補填する必要がありますが、基金活用を優先し引き続き保険税率は据置としたいと考えています。

なお、令和７年度決算では 約１億 4,100 万円の収入不足が生じ、基金を活用して収入不足を補填するため、年度末基金残高は 約５億 8,400 万円となる見込みです。

【子ども・子育て支援納付金分について（新設）】

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第 47 号）により、令和８年度から

全ての保険者が「子ども・子育て支援納付金」を負担することとなりました。18歳以上の被保険者に新たに「子ども子育て支援金分」が賦課されます。

一人あたり負担額が比較的少なく、また今後令和12年度に向けて全体的に税率を引き上げていく必要があることから、税率は標準保険料率と同水準とし、市独自での引下げは行わない考えです。

なお、標準保険料率は円単位での算出になりますが、加西市では国保「税」であるため、百円単位で保険税率を規定する必要があり、百円未満については切り上げて設定することとします。

【令和12年度統一時の保険料（税）水準の見込み】

医療費の増加に伴い、今後も保険料（税）水準の上昇傾向が続くと考えられます。令和12年度統一時には、保険料（税）率は下記の水準になると試算しています。

		R８年度（案）	R12年度見込	差
基礎課税額分（医療分）	所得割（%）	7.00	7.71	0.71
	均等割（円）	27,000	35,500	8,500
	平等割（円）	18,500	22,810	4,310
後期高齢者支援金分	所得割（%）	2.80	3.35	0.55
	均等割（円）	9,000	15,022	6,022
	平等割（円）	8,000	9,652	1,652
介護納付金分	所得割（%）	2.70	3.00	0.30
	均等割（円）	10,000	16,011	6,011
	平等割（円）	7,000	7,865	865
子ども・子育て支援納付金分	所得割（%）	0.29	0.29	―
	均等割（円）	1,300	1,300	―
	18歳以上均等割（円）	100	100	―
	平等割（円）	900	900	―

※R12年度見込は、R7.1時点の試算値。子ども・子育て支援納付金分は、R8保険税率と同じと仮定。

世帯所得別に世帯の保険税額をまとめると、以下になります。

世帯の状況	R8 税額(a)	R12 税額(b)	差額(b)-(a)
所得43万円　40歳未満（又は65歳以上）　2名	30,300	40,600	10,300
所得95万円　40歳未満（又は65歳以上）　2名	101,800	125,700	23,900
所得132万円　40歳未満（又は65歳以上）　2名	168,900	208,000	39,100
所得200万円　40歳未満（又は65歳以上）　2名	256,400	311,000	54,600

所得 400 万円　40 歳未満（又は 65 歳以上）　2 名	453,000	532,800	79,800
所得 43 万円　40 歳～64 歳　2 名	38,400	52,500	14,100
所得 95 万円　40 歳～64 歳　2 名	129,300	161,200	31,900
所得 132 万円　40 歳～64 歳　2 名	214,500	266,500	52,000
所得 200 万円　40 歳～64 歳　2 名	325,700	397,900	72,200
所得 400 万円　40 歳～64 歳　2 名	576,300	679,700	103,400

※40 歳未満又は 65 歳以上は、基礎課税額分（医療分）、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援納付金分の合計

※40 歳～64 歳は、基礎課税額分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども子育て支援納付金分の合計

【保険税率の今後の引き上げ予定について】

令和 12 年度統一時の保険料率と現状の保険税率の乖離が大きい状況です。また、統一までの基金を活用して保険税負担を軽減していますが、順調に基金活用が進んでいることから、今の段階では今後 2 回程度に分けて保険税率を引き上げることを考えています。引き上げの時期や回数、引上げ額等は、令和 8 年度に検討したいと考えています。

（参考１）加西市標準保険料率と保険税率（案）

		R8 標準保険料率 (a)	R8 保険税率（案） (b)	差 (a)-(b)
基礎課税額分（医療分）	所得割（%）	7.51	7.00	0.51
	均等割（円）	32,627	27,000	5,627
	平等割（円）	20,981	18,500	2,481
後期高齢者支援金分	所得割（%）	3.11	2.80	0.31
	均等割（円）	13,431	9,000	4,431
	平等割（円）	8,637	8,000	637
介護納付金分	所得割（%）	2.74	2.70	0.04
	均等割（円）	13,989	10,000	3,989
	平等割（円）	6,966	7,000	△34
子ども・子育て支援納付金分	所得割（%）	0.29	0.29	0
	均等割（円）	1,304	1,300	4
	18 歳以上均等割（円）	32	100	△68
	平等割（円）	824	900	△76

※標準保険料率とは、理論上、収支が均衡するための目安となる保険料率です。令和 11 年度までは、市町

は標準保険料率を参考に保険料（税）率を独自に決定することができます。

（参考２）一人あたり保険税額の推移　　（単位：円）

	Ｒ６	Ｒ７（当初賦課）	Ｒ８(当初予算)
保険税額（円）	98,801	100,863	103,510

（参考３）近隣自治体の一人あたり国保税額　　（単位：円）

	加西市	加東市	西脇市	小野市	三木市	県内平均
R7(当初賦課)	100,863	113,573	106,389	107,357	107,805	—
R6	98,801	106,745	103,255	108,043	107,746	101,503
R5	97,167	101,247	100,970	105,576	101,903	96,132

※他市町は標準保険料率に併せて保険税率を引き上げているため、加西市よりも高い水準です。

（参考４）総所得金額別世帯数（基礎課税額分（医療分））　　（R7.12）

	世帯数	構成割合
43 万円未満	1,963	40.7%
43 万円以上 100 万円未満	762	15.8%
100 万円以上 200 万円未満	1,053	21.8%
200 万円以上 300 万円未満	548	11.4%
300 万円以上 400 万円未満	220	4.5%
400 万円以上 500 万円未満	110	2.3%
500 万円以上 600 万円未満	48	1.0%
600 万円以上 700 万円未満	29	0.6%
700 万円以上 800 万円未満	20	0.4%
800 万円以上 900 万円未満	19	0.4%
900 万円以上 1000 万円未満	8	0.2%
1000 万円以上	41	0.9%
合　　計	4,821	

※所得 100 万円未満の世帯が全体の 56%、200 万円未満では 78%を占めています。

諮問事項（２）　国民健康保険税課税限度額について

基礎課税額分に係る課税限度額を現行の 66 万円から１万円引上げて 67 万円、後期高齢者支援金分及び介護納付金分に係る課税限度額についてはそれぞれ現行の 26 万円、17 万円で据置とし、子ども・子育て支援納付金分に係る課税限度額を 3 万円とする。

課税限度額一覧

	改正前	改正後
基礎課税額分（医療分）	66 万円	67 万円
後期高齢者支援金分	26 万円	26 万円
介護納付金分	17 万円	17 万円
子ども・子育て支援納付金分	―	3 万円
合計	109 万円	113 万円

【課税限度額について】

「課税限度額」とは、世帯当たりの国保税の上限額です。国保税は所得が多い人ほど高くなりますが、負担と受益の観点から、それぞれの上限額が決められています。今回の改正は、基礎課税額分（医療分）の上限額を１万円引き上げて 67 万円とします。また、新たに課税される「子ども・子育て支援納付金分」に係る課税限度額を 3 万円とするものです。

【改正理由】

必要な保険税収入を得るために保険税率を上げると、上限額を超えている世帯の保険税額は変わらないため、主に中間所得層の税負担が重くなります。上限額の引き上げにより高所得層にも負担を求めることで、中間所得層の負担軽減に繋げることができます。

国では毎年限度額の引き上げについて検討していますが、令和 8 年度税制改正大綱により、基礎課税額分（医療分）にかかる課税限度額の引き上げを決定しています。兵庫県では市町で定める課税限度額を国と同基準とする方針であるため、市条例で定める課税限度額について、国基準と同様に改正するものです。

報告事項

Ⅰ．令和７年度国民健康保険事業について

（Ⅰ）令和７年度国民健康保険特別会計決算見込み（令和７年度第２号補正予算ベース）

①歳入

科　目		Ｒ６決算額(a)	Ｒ７決算見込(b)	差（b）－（a）
国民健康保険税		7億7,879万円	7億2,554万円	△5,325万円
県支出金	普通交付金	33億9,179万円	33億6,934万円	△2,245万円
	特別交付金	1億4,228万円	1億1,402万円	△2,826万円
一般会計繰入金		3億3,070万円	3億3,539万円	469万円
基金繰入金		1億1,100万円	1億4,076万円	2,976万円
前年度繰越金		94万円	98万円	4万円
その他		1,157万円	1,142万円	△15万円
合　計		47億6,707万円	46億9,745万円	△6,962万円

②歳出

科　目	Ｒ６決算額(a)	Ｒ７決算見込(b)	差（b）－（a）
総務費	7,979万円	8,656万円	677万円
保険給付費	33億8,787万円	33億6,935万円	△1,852万円
国保事業費納付金	12億2,890万円	11億6,234万円	△6,656万円
保健事業費	3,663万円	4,360万円	697万円
基金積立金	－	－	－
諸支出金	3,289万円	2,970万円	△319万円
予備費	0　円	590　万円	590万円
合　計	47億6,609万円	46億9,745万円	△6,864万円

③基金残高の見込み

	Ｒ６決算	Ｒ７決算（見込）	差（R7-R6）
基金積立額	―	―	―
基金取り崩し額	1億1,100万円	1億4,100万円	3,000万円
年度末基金残高	7億2,525万円	5億8,425 万円	△1億4,100万円

（２）医療費の動向

		Ｒ６（11月まで）	Ｒ７（11月まで）	差（R7-R6）
総医療費		19億8,412万円	18億6,496万円	△1億1,916万円
	うち　入院	7億8,299万円	7億　964万円	△7,335万円
	うち　外来	6億1,238万円	5億7,973万円	△3,265万円
	うち　歯科	1億5,561万円	1億5,187万円	△374万円
	うち　調剤	3億5,314万円	3億3,642万円	△1,672万円
（参考）12月末被保険者数		7,655人	7,257人	△398人

※国民健康保険事業状況報告書より集計

（３）収納率の状況

（単位：％）

Ｒ６（12月末時点）		Ｒ７（12月末時点）	
現年度分	過年度分	現年度分	過年度分
63.2	18.7	56.2	16.4

（４）特定健診受診者数の状況

（単位：人）

Ｒ６（12月末時点）				Ｒ７（12月末時点）			
町ぐるみ	医療機関	人間ﾄﾞｯｸ等	合計	町ぐるみ	医療機関	人間ﾄﾞｯｸ等	合計
1,117	791	188	2,096	1,065	887	206	2,158

（５）マイナンバーカードの保険証利用状況

（単位：人、％）

対象月	加入者数	マイナ保険証 登録者数	マイナ保険証 利用率	全国平均 利用率
R7.10	7,401	5,644	74.6	48.2

２．令和８年度国民健康保険事業（案）について

（１）令和８年度加西市国民健康保険特別会計当初予算（案）

① 概要

	Ｒ８当初予算	Ｒ７当初予算	増　減
歳入・歳出	44 億 6,800 万円	46 億 8,600 万円	△2 億 1,800 万円
基金取崩し額	1 億 3,060 万円	1 億 2,569 万円	491 万円

令和８年度末基金残高は、約４億 5,300 万円を見込んでいます。

②基礎データ

ア）被保険者数等

	被保険者数（人）	世帯数（世帯）	一人あたり所得(円)※	一人あたり保険税額(円)	一人あたり納付金(円)	一人あたり保険給付費(円)
Ｒ８当初	6,883	4,435	576,500	103,510	168,424	457,695
Ｒ７当初	7,300	4,686	579,000	100,725	159,224	461,556
差(R8-R7)	△417	△251	△2,500	2,785	9,200	△3,861

※基礎課税額分（医療分）を記載。

イ）一人あたり医療費（診療費）　（単位：円）

	70 歳未満(3 割負担)	未就学児(2 割負担)	70 歳以上(2 割負担)	70 歳以上(3 割負担)
Ｒ８見込	464,189	314,485	636,499	480,694
Ｒ７見込	442,819	239,389	618,948	483,430
Ｒ６	449,561	422,053	609,091	515,923
Ｒ５	438,548	229,849	594,903	695,344

※国保事業費納付金算定資料（兵庫県）より。（令和３年度から６年度の平均伸び率を７年度診療費に乗じて算出）

（２）軽減判定所得の引き上げ

国民健康保険では、所得が一定以下の被保険者の保険税額を減額します。減額の割合は 2 割軽減・5 割軽減・7 割軽減とあり、それぞれに基準となる所得（軽減判定所得）が決められています。

このうち、2 割軽減と 5 割軽減の軽減判定所得について、物価の上昇（所得水準の全体的な上昇）の影響で軽減対象の範囲が縮小しないように、経済動向等を踏まえて国が見直しを行います。

	改正前　軽減判定所得	改正後　軽減判定所得
２割軽減	43 万円＋56 万円×被保険者数＋10 万円×（給与所得者等の人数－１）以下	43 万円＋57 万円×被保険者数＋10 万円×（給与所得者等の人数－１）以下
５割軽減	43 万円＋30 万 5 千円×被保険者数＋10 万円×（給与所得者等の人数－１）以下	43 万円＋31 万円×被保険者数＋10 万円×（給与所得者等の人数－１）以下

（３）特定健診の実施

・町ぐるみ健診　　5 月～11 月の間で、計 13 日間実施予定です。

・医療機関健診　　4 月から 3 月まで市内医療機関で実施します。

※健診ガイドブックは 3 月広報と一緒に各家庭に配布予定です。

（４）子育て世代支援・若年層受診促進にかかるポイント付与事業について

令和 12 年度に向けて、子育て世代には保険料水準の統一と子ども減免廃止にかかる二重の国保税負担増がかかります。そこで、対象世帯が基本健診を受診した場合にねっぴ～Pay ポイントを付与することで、子ども減免に代わって経済的負担の軽減を図り、併せて子育て世代の健診受診率の向上を図ります。こども減免は 8 年度も継続しますが、制度の現状の周知をはかるため、ポイント付与を先行実施します。

３．国保事業県域化の進捗状況について

【7 年度の主な協議内容】

・納付金算定に係る精算制度について

市町が県に支払う納付金は、医療費・被保険者数・被保険者所得水準・収入・支出等の見込みに基づいて計算されます。このため、決算では納付金の額に超過や不足が生じます。こうした場合の納付金の精算の方法について協議しています。

・新たなインセンティブの交付基準案について

令和９年度以降に各市町へ交付する新しい交付金の交付基準について協議しています。

・保険料減免について

県内で統一基準を策定し、統一基準に基づいて減免を行うことで合意しています。　多くの市町で実施しているものの基準が異なる減免については、令和 9 年度までに統一基準により実施することとし、統一基準とマニュアルの策定を進めています。

一方、市町の独自色の強い減免（独自減免）については、『令和 12 年度に廃止を目指し、全市町での合意形成に向けて議論を進める』とされています。統一基準の合意後、詳細を協議予定です。

【子ども均等割減免の廃止について】

〇子ども均等割減免の概要

加西市では、18 歳到達後最初の年度末までにある子どもの均等割額（基礎課税額分（医療分）・後期高齢者支援金分）を、令和 2 年度から全額免除しています。

これは、被用者保険に加入している家庭では被扶養者である子どもの保険料を支払う必要がないのに対し、国民健康保険に加入している家庭では、子どもであっても大人と同額の均等割額を支払う必要があることから、国保に加入する子育て世代の家庭の経済的負担軽減を目的に、基金を財源として実施しているものです。

〇廃止の背景

兵庫県では令和 12 年度の保険料率の統一を決定しています。併せて県内市町の被保険者に不平等が生じないよう、減免を適用する基準の統一や独自減免の廃止についても協議を進めてきたところです。

子ども均等割減免は「独自減免」に該当しますが、中でも年齢要件のみによる画一的な減免や、保険料の引き下げとなるような減免は廃止すべきと考える市町が多数を占めており、県も同様の意見であることから、今後廃止せざるを得ない状況となりました。廃止の時期については、令和 12 年度を目指すとされています。

現状、廃止時期についての正式な決定には至っていませんが、12 年度の廃止を見越して段階的に縮小を始めている市町もあり、本市においても廃止に向けた検討が必要だと考えています。

〇廃止スケジュール等の検討

令和 8 年度に、保険税の値上げと併せて検討したいと考えています。